主 文

本件各申立を却下する。

申立費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所のなした決定に対しては、さらに抗告を申し立てることは許されない。 よつて、本件抗告の申立は不適法といわなければならない。なお、本件申立は、い わゆる準再審の申立を含むが、所論決定が前に言い渡された確定裁判といかなる部 分につき、いかにていしよくするかの点につき、まつたく具体的主張を欠いており、 補正も不能と認められるので、これを適法な申立と認めることはできない。

よつて、本件各申立を却下し、申立費用は抗告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三七年八月二八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	五	鬼 上	堅	磐
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	横	田	正	俊